

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程（16 経教規程第34号）の一部を次のとおり改正する。

| 現 行  | 改 正 案   | 備 考 |
|--|---|-----|
| <p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日<br/>16 経教 規程第34号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>（<u>週休日</u>）<br/>第6条 <u>日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、工学部附属繊維博物館の業務に従事する職員の週休日は、日曜日及び月曜日とする。</u></p> <p>（<u>週休日の振替</u>）<br/>第7条 学長は、職員に<u>週休日</u>とされた日に業務の都合上、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、事前に当該週の勤務が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を<u>週休日</u>に変更し、又は当該勤務日の労働時間のうち4時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。<br/>2 業務の都合上、<u>週休日</u>の振替を行う場合には、当該週の起算日は勤務を命ぜられた日とする。</p> <p>（<u>休日</u>）<br/>第8条 職員は、次の各号に掲げる日には、特に勤務を命ぜられる者を除き、所定労働時間においても勤務することを要しない。<br/>一 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）</u></p> | <p>第1条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>（<u>休日</u>）<br/>第6条 職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。<br/>一 <u>日曜日</u><br/>二 <u>土曜日</u><br/>三 <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）</u><br/>四 <u>12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）</u><br/>五 <u>創立記念日（5月31日）</u><br/>2 <u>前項各号にかかわらず、学長が特に必要と認める者については、別に休日を定める。</u></p> <p>（<u>休日の振替</u>）<br/>第7条 学長は、職員に<u>休日</u>とされた日に業務の都合上、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、事前に当該休日を勤務日とし、当該週の勤務が割り振られた日を休日<span style="text-decoration: underline;">に振り替えることができる。</span></p> <p>2 業務の都合上、<u>休日</u>の振替を行う場合には、当該週の起算日は勤務を命ぜられた日とする。</p> <p>第8条 削除</p> |     |

二 12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)

三 創立記念日(5月31日)

(休日の代休日)

第9条 学長は、前条に規定する休日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、勤務を命ずる休日と同一の労働時間が割り振られている勤務日(休日を除く。)を指定することができる。

2 職員は勤務を命ぜられた休日の全労働時間を勤務した場合には、代休日として指定された日は、勤務することを要しない。

(週休日の振替及び代休日の手続)

第10条 週休日の振替及び代休日の指定は、週休日の振替及び半日勤務の割振り変更簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り職員の意向に沿うものとする。

第11条 省略

(所定労働時間以外の勤務)

第12条 職員は、業務の都合上必要があると認められるきは超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務を命ぜられることがある。

2~3 省略

4 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務を命じないものとする。

第13条 省略

(災害時等の勤務)

第14条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時に勤務する必要がある場合には、その必要限度において、超過勤務又は週休日若しくは休日に勤務を命ぜられることがある。

(宿日直)

第15条 学長は、職員に対し、所定の労働時間以外の時間、週休日又は休日に本来の業務に従事しないで施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡等のため

(休日の代休日)

第9条 学長は、第7条に規定する休日の振替ができない場合(別に定める場合に限る。)には、当該休日に代わり勤務することを要しない日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日(休日を除く。)を指定することができる。

2 削除

(休日の振替及び代休日の手続)

第10条 休日の振替及び代休日の指定は、休日の振替簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り職員の意向に沿うものとする。

第11条 省略(現行どおり)

(所定労働時間以外の勤務)

第12条 職員は、業務の都合上必要があると認められるきは超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。

2~3 省略(現行どおり)

4 学長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は、第1項の超過勤務又は休日に勤務を命じないものとする。

第13条 省略(現行どおり)

(災害時等の勤務)

第14条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時に勤務する必要がある場合には、その必要限度において、超過勤務又は休日に勤務を命ぜられることがある。

(宿日直)

第15条 学長は、職員に対し、所定の労働時間以外の時間又は休日に本来の業務に従事しないで施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡等のため宿日

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>宿日直勤務を命ずることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第16条～第23条 省略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 省略</p> <p>一～十二 省略</p> <p>十三 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、<u>週休日</u>、<u>休日</u>及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>十四～十六 省略</p> <p>2 前項(前項第13号は除く。)の日数及び週数には、<u>週休日</u>及び<u>休日</u>を含むものとする。</p> <p>第25条～第29条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>直勤務を命ずることができる。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>第16条～第23条 省略(現行どおり)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 省略(現行どおり)</p> <p>一～十二 省略(現行どおり)</p> <p>十三 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、<u>休日</u>及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>十四～十六 省略(現行どおり)</p> <p>2 前項(前項第13号は除く。)の日数及び週数には、<u>休日</u>を含むものとする。</p> <p>第25条～第29条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> |  |
|--|--|--|

附 則(19教規程第26号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。